

## 【目次】

- ・ 検討グループ  
……………1 ページ
- ・ 日本司法書士会連  
合会 消費者問題対  
策本部 消費者法  
制WTの活動  
……………2 ページ
- ・ 活動最前線消費者  
機構日本
- ・ 適格消費者団体連絡  
協議会に参加して  
……………3 ページ
- ・ 公開セミナーへ  
のご案内
- ・ ホクネットの動き
- ・ 編集後記  
……………4 ページ

## 活発化する！検討グループ

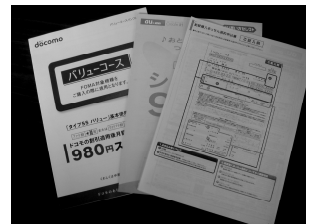
6月16日に第1回検討委員会が開かれ、情報通信グループ(グループ長 番井 菊世司法書士)と継続的取引グループ(グループ長 道尻 豊弁護士)の2つの検討グループが誕生しました。検討委員は2つのグループのどちらかに所属し、それぞれで事例検討をすることになりました。

情報通信グループは主に携帯電話会社のパンフレットや契約書を集め、契約条項・未成年者の同意権に係る問題点などが検討されています。携帯電話トラブルに関しては2007年度の苦情相談件数(全国)は、2003年度に比べ約2倍に増えており、高機能・高付加価値の携帯電話機に対してのインフラ整備が追いついていない現状がありますので、ホクネットとしても何らかのアクションを起こす予定です。



パンフレットなども収集して、参考にします。

次に、継続的取引グループにおいては、建物賃貸契約書の条項を分担し検討。賃貸住宅トラブルに関しても古くて新しい問題であり、常に相談件数の上位を占めています。北海道特有の寒冷期の冬季料金設定の問題もあり、今後の大きな課題となっております。



検討委員会では、熱心に話し合いがされています。

# 日本司法書士会連合会 消費者問題対策本部

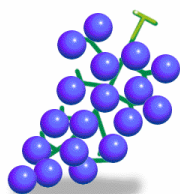
## 消費者法制WT（ワーキングチーム）の活動



司法書士 番井 菊世

私達司法書士は平成15年の司法書士法の改正により、法務大臣の認定を受けた司法書士は簡易裁判所における民事訴訟代理業務を行うことができるようになりました。簡易裁判所とは、訴えの請求額が140万円以下の事件を管轄する裁判所で、それを超える事件を扱う地方裁判所よりも簡易迅速に処理を行い、市民にとって利用しやすい裁判所として位置付けられています。

それまでも司法書士は、裁判所に提出する訴状等を作成する業務がありましたので、弁護士に依頼せずに本人が行う民事裁判(本人訴訟といいます)の支援を行っていました。悪質商法問題は、お金を貸したけれど返してくれないという単純な事実に基づくトラブルではなく、契約締結や勧誘時の事実や具体的な商品についての問題などが争いになるため、裁判手続きとして本人が行うのが困難であったため、取り組む司法書士は全体の比率からすると多くはありませんでした。しかし、消費者問題は市民に身近な法律トラブルなので、全国の司法書士がこの問題に取り組むために、また対外的にも司法書士の視点を示すために、日本司法書士会連合会において消費者問題対策本部に「消費者法制WT」が設置されました。



私は2年前から参加しています。月に一度会議が開かれ、今回の割賦販売法、特定商取引法の法改正のパブリックコメントを作成したり、議員要請、各種委員会傍聴などを行う等の対外的な活動の他、全国の司法書士に情報を流したり、アンケートを行ったり、悪質商法事件を適正に行う会員を啓蒙するための資料を作成したりしています。

この会議は全国から司法書士が集まっており、この会議のメンバーの多くが全国の適格消費者団体の設立や運営に携わっているため、私も消費者支援ネット北海道の理事としての情報収集の場でもあります。現在は、改正が国会を通過した割賦販売法、特定商取引法の政省令案に対する意見書準備として、改正法の内容を悪質事業者が脱法出来ないように、実効性のある法律となるよう細部の検討を行っています。



私事ではありますが、司法書士として業務を行うにあたり、法律は出来たものを検証してきましたが、この消費者法制WTの活動を通して現場で仕事をして使いにくい法律や国民の権利保護に障害になる法律を是正や、あるべき法律の姿について具体的に声を上げ、法改正を求める姿勢が実務家として重要な仕事のひとつであると理解するに至りました。ホクネットでは司法解決で泣き寝入りとなりがちな被害もその本質を分析し、重要な情報として収集・検討を行っていきませんが、そこで学ぶ消費者被害の実態をまた司法書士としての活動に生かしたいと思っております。

# 活動最前線消費者機構日本



適格消費者団体のパイオニアである「消費者機構日本」の磯部氏より総会后、活動概要を聴く機会を得た。

活動は、大きく分けると 不当約款や問題勧誘行為等の情報収集 業界等への改善申し入れ。

まず、活動を進める際の決め手となる情報収集では、独自にトラブル110番(携帯電話等5回実施)やホームページを通しての問題事例収集(年間50件程度)が柱。

また、行政や相談窓口のある構成団体からも情報提供を受けている。

次に、問題点を分析し業界への申し入れ内容等を検討する組織として不動産賃貸等4つの検討委員会が設置されている。当然構成メンバーは弁護士、司法書士、相談員等が主体で万全を期している。

ここ3年余りで、28件の改善申し入れに対し、半分の14件が是正につながり、予備校の授業料や諸経費返還について具体的な改善例が紹介された。

磯部氏によると、最近は適格消費者団体の認知度が上がったせいか、業界対応にも変化がみられるとか。

淡々とした、話しぶりの中に揺るぎない自信を垣間見たようで、適格消費者団体をめざす私たちに、勇気と希望を与えてくれた報告会でした。

(記 事務局 星野 武治)



## 適格消費者団体連絡協議会に参加して

さる、7月26日午後1時から京都司法書士会館において適格消費者団体連絡協議会が開かれ、全国から適格消費者団体と適格消費者団体を目指している11団体が参加し、活発な意見交換を行いました。

最初に各参加団体からの報告に引き続き、消費者機構日本と消費者支援機構関西と京都消費者契約ネットワークの3団体からそれぞれ提案がありました。提案内容については、消費者機構日本から、消費者契約法41条書面前の問い合わせの内容を内閣府掲示板に提示すべきではないのか。消費者支援機構関西からは、団体訴権が景品表示法・特定商取引法に広がるので、適格消費者団体で協力して取り組む企画を提案したい。京都消費者契約ネットワークは、訴訟外の和解内容で違約金の約束を請求していくべきではないのかなど、活動実績のある団体ならではの提案がありました。

また、今回の協議会には内閣府団体訴訟室の加納室長が参加しており、法改正に伴う定款・業務規定の説明のほか、損害賠償制度の導入を受ける側の団体としての体制整備とやりぬく覚悟があるのかと問われ、ホクネットの今後の責任の重さを痛感し、帰路につきました。

参加団体:消費者機構日本、消費者ネット広島、消費者支援機構関西、全国消費生活相談員協会、京都消費者契約ネットワーク、ひょうご消費者ネット、消費者ネットおかやま、あいち消費者被害防止ネットワーク、さいたま消費者被害をなくす会、大分消費者問題ネットワーク、消費者支援ネット北海道(計 11団体)

(記 事務局 大嶋 明子)